

(一) 向中小企業ニ関スル商業合眼計及雇傭等ノ一式近イニモ屬本
 具本計サスロイ

(二) 年終働年已極其勤ノ中ニ宛テ果テハノ業合眼計及雇傭等ノ編
 資本率即急務官眼計及雇傭等ノ編ニ事スル也

(三) 具有既式及ハ當主層行委員會ニ一五
 一〇〇〇〇ノ本質ノ概況ヲ言スルロイ

(四) 労働是ニモリ直轄職權スルロイ(按ニ口本ノ與イハトニク
 全商協會職權ニ付テハ職權ノ種類ヲ見テ異ナリスルロイ)

(五) トニマニ一〇〇〇ノ職權ニ關スル也

(六) 凡モハ職權ニ宛テ職權スルロイ

(七) 即職權)ニ總スルロイ

(八) 夫又關連命令(按ニ職權合會ニ夫々ノ業及委員會ノ職權ヲ具本
 可操會大業協合會職權ニ陸ニモ一册取付ク言クロイ

(九) 亦ハ中業及關連委員イニモモモモ、大森ノ函谷マ職權スルロイ

財團法人労働會大阪支所

(一) 協約運動及起ス必要ヲリ認スル此決斷ヲ就テ全勞運動方
 針ヲ慎重極的ニ具體化スル趣旨ニ基キ次回中央委員會迄ニ常任
 五 執行委員會ニ於テ立案スルコト

(二) 五七時間労働制獲得ニ關スル件

(三) 全勞ノ主張中ニ取入ルコト

(四) 六實銀週給制獲得ニ于スル件

(五) 週實銀制獲得ノ意味ニ於テ採擇シタルモノ丈ルヲ以テ此趣
 旨ニ基キ宣傳煽動ヲ起スコト

(六) 七健康保險法運用ニ于スル件

(七) 八健康保險法改正ニ于スル件

(八) 九屋外労働者災害扶助改廢ニ于スル件

(九) 十大會決定實行方法ノ外ニ特ニ社當局ニ對シテハ大會決定ノ趣
 旨ニ基キ抗議スルコト

(十) 正文作製並抗議並常任執行委員會第一任(座長)

財團法人労働會大阪支所